

## 総務常任委員会

1 開 議 令和7年9月16日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第48号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第49号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第50号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第51号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第53号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	藤田善幸	出席
委員	伊賀純	出席
	深澤正夫	出席
	小野寺尚武	出席
	大豆生田春美	出席
	菊池久光	出席

当局	経営管理部長	鈴木浩行	出席
	選挙管理委員会事務局長	長井康男	出席
	総務課長	遠藤久子	出席
	税務課長	若林操	出席

事務局	三輪律子	出席
	土屋大貴	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

当局の出席者は、鈴木経営管理部長、長井選挙管理委員会事務局長、遠藤総務課長、若林税務課長です。

◎議案第48号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第48号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第48号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、仕事と生活の両立支援の拡充に関する国の人事院規則の改正に準じて関係する部分を改正するものであります。初日にてご説明をいたしました。改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 総務課、遠藤です。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第48号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

44ページの議案書補助資料を御覧ください。本条例は、職員の勤務時間、週休日や休日、育児または介護を行う職員の勤務時間などを規定しており、今回仕事と生活の両立支援の拡充に関する国の人事院規則の改正に伴いまして、必要事項を条例に規定するため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、次の5点になります。1点目は、第8条の3に規定する育児を行う職員への時間外勤務制限につきまして、対象となる子の年齢基準を3歳未満から未就学児まで拡充するものであります。

2点目は、第13条に規定する病気休暇及び第14条に規定する特別休暇の一部の規定を現在の条例規定から規則に委任する規定に変更するものであります。

3点目は、第18条の2を新設して、妊娠、出産等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員への支援制度に係る情報提供、意向確認及び両立の支障となる事項の確認の3点を規定するものであります。

4点目は、条例第18条の3を新設して、1、介護の申出をした職員への意向聴取及び2、40歳に達した職員への情報提供の2点を規定するものであります。

5点目は、第18条の4を新設して、職員の介護に関する両立支援に係る研修の実施や相談体制の整備等の勤務環境の整備に関する措置につきまして、事業主の義務として条例に明記するものであります。

改正内容につきましてご説明いたしますので、24ページを御覧ください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正いたします。

第8条の2の改正は、福祉または介護を行う職員の早出、遅出勤務につきまして、第1項は用語の整理を行っております。

25ページに参りまして、同項第2号は放課後等デイサービスの利用者等に限られていた対象要件を拡充するため、規則で定める当該要件を削除するものであります。

第8条の3の改正は、第2項中、育児に伴う時間外勤務の制限の対象を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に変更します。

また、第4項中、第2項の読替規定も第2項の改正に合わせて変更しております。

26ページに参りまして、第13条の改正は、病気休暇の期間に関する規定を規則に委任するため、「休暇とする。」を「休暇とし、その期間は、規則で定める。」とし、第2項から第9項までを削ります。規定を規則に委任する理由につきまして、当該条例は総務省から条例案が示され、総務省の案を受けて栃木県で条例の準則を作成し、その準則を基本に本市の条例案を策定しております。国においても規則委任となっており、今回県におきましても準則の改正に伴い、規則委任となりましたが、地方公務員法では職員の勤務時間、勤務条件等に関しまして、国と権衡を失してはならないとされておりますので、病気休暇及び特別休暇を含めた休暇全般に関しましては、人事院規則に基づく国家公務員の休暇とほぼ同じものとなることから、裁量権を逸脱するような休暇の付与は想定しにくいと判断したためと考えております。

また、人材確保や働きやすい公務環境の整備等のため、国家公務員の休暇制度は毎年拡大傾向にあり、今後も多様な休暇制度となることが予想されることから、本市におきましても規則委任に改正するものであります。

なお、委任する規定の内容に変更はございません。

29ページに参りまして、第14条の改正は、特別休暇の原因及び与える期間を規則に委任するため、「別表第1で定める休暇とする。」を「規則で定める場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。」と改めます。理由につきましては、先ほどの第13条と同様であり、委任する規定の内容に変更はございません。

第15条の改正は、第1項中、要介護者の範囲を明確にするため、配偶者等の内容を明記し、その他の者を規則に委任します。

30ページに参りまして、同条第3項中、より柔軟に取得できるようにするため、時間帯の要件を削除するものです。

第18条の2を新設しまして、第1項では妊娠、出産等についての申出をした職員に対して、第1号で出生時両立支援制度等の情報提供、第2号で制度利用の意向確認、第3号で両立の支障となる事項の確認を規定しております。

31ページに参りまして、第2項では3歳に満たない子を養育する職員に対しまして、第1号で育児時両立支援制度等の情報提供、第2号で制度利用の意向確認、第3号で両立の支障となる事項の確認を規定し、同条第3項で当該意向への配慮義務を規定いたします。

第18条の3を新設いたしまして、第1号では介護に係る申出職員に対しての意向聴取、32ページに参りまして、第2項では40歳に達した職員への情報提供を規定いたします。

第18条の4を新設して、介護両立支援に係る研修の実施や相談体制の整備等の勤務環境の整備に関する措置を規定いたします。

第14条の改正に伴い、別表第1を削ります。

43ページに移りまして、附則であります。この条例の施行日は、令和7年10月1日からといたします。

説明は以上であります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この人事院勧告の改正によってということで私は理解をしているのですが、子育てと介護をしながら働く職員の職場環境というのはとても大切なことだと思っています。ほかの企業、市内の企業とのバランスというのは、どういうふうに考えられていますか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 民間企業に関しましても、やはり育児休業法というものがございますので、大体民間と公務員とで同じような内容で改正が進んでいるかと思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今までの部分休業というのは、例えば子供の送迎での取得にほぼ私は限定されていたと思うのです。今後例えば保育園の保護者会とかに参加するとか、いろいろな利用が可能となるわけがありますから、職員の取得の増加がこれによって多少見込まれると、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 制度が充実するに伴いまして、取得する職員というのは多くなるということはあるかと思いますが、この部分休業につきましては、有給ではなく無給になります。ですので、先に有休を使って、その後この部分休業を使うというような事例もあるかと思いますが、一概に爆発的に増えるとか、そういったことは見込んでおりません。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 第2号部分休業についてなのですが、1年度について大体10日相当と思うわけなのですが、そうすると、1時間単位で取得するということなのですが、そうすると令和7年度については、10月1日に施行ですから、どの程度取得できるのか。そう多くないと思うのです。

けれども、5日かそこらしか取れないと、このように理解してよろしいですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） こちら第49号の議案になるかと思うのですが、回答してしまってもよろしいでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） はい。

○総務課長（遠藤久子） 10月1日からの施行になりますので、部分休業第2号につきましてはその半分、2分の1ということで、今回条例の附則のほうで定めさせていただいております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） よろしいですか。

ほかの委員の皆様、質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決をいたします。

議案第48号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第49号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 日程第2、議案第49号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第49号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、仕事と生活の両立支援の拡充に関する地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係する2つの条例を改正するものであります。

詳細につきましては、それぞれ初日にご説明いたしましたが、改めて総務課長よりご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） では、引き続き議案第49号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

52ページの議案書補助資料を御覧ください。初めに、議案の概要であります。仕事と生活の両立支援の拡充に関する地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴いまして、必要事項を条例に規定するため、当該条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、第1条関係の大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありまして、第22条に規定しております部分休業を第1号部分休業に変更し、新たに年間77時間30分以内で休業が可能となる第2号部分休業を新設するものです。

なお、1号部分休業と2号部分休業の利用は選択制であり、いずれか片方のみ利用が可能になります。

第2条関係の大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、第17条におきまして、第2号部分休業の新設に伴う給与の減額規定の変更によるものであります。

附則につきまして、施行日を規定するとともに、施行日から年度末までの期間が6月のため、第2号部分休業に係る時間数を当該期間に限り、半減する経過措置を規定するものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、45ページの議案書を御覧ください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第1条関係は、大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正になりまして、第20条の任期付短時間勤務職員に関する給与条例の読替規定の一部を修正するものであります。

46ページに参りまして、第21条第2号につきましては、民間事業所を対象とした育児休業法において所定労働時間の要件がないため、公務部門においても同様に要件を削除するものです。

第22条の改正は、育児休業法の改正に伴い、第2号部分休業が追加されるため、従来の「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、また時間帯の規定を削除するものです。

47ページに参りまして、第22条の2を新設して、その承認について規定するものです。第2号部分休業は、正職員の場合、年間で77時間30分の範囲内で休業を取得できる制度です。原則として1時間単位で取得可能で、第1号部分休業との選択制であります。

48ページに参りまして、第22条の3を新設して、育児休業法第19条第2項において条例で定める1年の期間を4月1日から翌年3月31日までと規定するものです。

第22条の4を新設して、育児休業法第19条第2項第2号において条例で定める時間を正職員については77時間30分、非常勤職員については1日当たりの勤務時間数に10を乗じた時間と規定するものです。

第22条の5を新設して、育児休業法第19条第3項において部分休業の申出内容の変更できる場合の条例で定める特別な事象を規定しておりまして、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他申出時に予測することができなかった事実が生じた場合に変更が可能になります。

第24条の改正は、育児休業法第19条第6項において条例に委任している部分休業の承認の取消事由を条例第5条の準用から第22条の5の「第3項変更」に変更しております。

49ページに参りまして、第2条関係は大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正になりまして、第17条の改正は、第2号部分休業に関する給与の減額規定を追加するものです。

51ページに参りまして、附則第1項として、この条例の施行日を令和7年10月1日からといたします。

附則第2項として、経過措置を規定しております。経過措置は、施行日に合わせて第2号部分休業の時間数を半減するものです。

説明は以上であります。審議よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） それでは、質疑いたします。

1年次に2時間以内と1年度当たり77時間30分、どちらかを選べるということではありますが、例えば今年2時間以内を選んで、来年度77時間30分を選ぶということが可能ということですか、これは。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 部分休業を取れる期間というのを1年、4月1日から3月31日までとしておりますので、今年例えば第1号休業を取って、次の年は第2号部分休業を取るということは可能であります。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 先ほど小野寺さんも聞きました、この2時間取るというところの上限2時間なのですけれども、これは何日以内とかというのは想定しているのですか。77時間30分の人と片方は2時間、そうすると何日分を休暇取れるということなのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 1日2時間を部分休業できる第1号休業についての期間の決まりというのではありません。1日2時間の範囲内で1年間を通して取る方もいらっしゃいますし、その部分で取る方もいらっしゃいますので、その期間の定めというのは対象のお子さんがある限りないです。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） そうすると、77時間30分の方は2時間ではないので、例えば1日5時間取ってしまいましたと。それが77時間30分以内であったら1年間で1日何時間取ってもいいという考えでよろしいのですね。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 委員おっしゃるとおりで、77時間30分以内であれば1年間を通して77時間30分までは取れるということになります。

○委員長（高瀬重嗣） ほかの質疑ございませんか。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） ちょっと細かくなって申し訳ないですけれども、この第1号の部分休業のほう、そうすると勤務時間の初めまたは終わりに限らず、1日2時間の範囲内ということですね。そうすると、30分単位で取得するということなのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 第1号部分休業は30分が単位になりますので、30分単位で2時間までで、最初と最後、就業時間の始期と終わりに限らず、中抜けという形でも取ることができます。

以上です。

- 委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。
- 委員（小野寺尚武） 今度は2号の部分休業のほうなのですからけれども、1年度につき10日程度、そうすると1時間単位で取得するということですね。そうすると、前の議案でも聞いたのですけれども、令和7年度については5日程度と理解してよろしいのですか。
- 委員長（高瀬重嗣） 総務課長。
- 総務課長（遠藤久子） そのとおりであります。10月1日からの施行になるので、半分ということになります。
- 委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
意見があればお願いをいたします。  
（「なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。  
議案第49号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。  
よって、議案第49号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第50号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 委員長（高瀬重嗣） 日程第3、議案第50号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。  
経営管理部長。
- 経営管理部長（鈴木浩行） 議案第50号 大田原市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、関係する部分を改正するものであります。  
詳細につきましては、こちらにつきましても初日にご説明をいたしましたが、改めて税務課長よりご説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。
- 委員長（高瀬重嗣） 若林税務課長。
- 税務課長（若林 操） 税務課、若林です。よろしくお願ひいたします。  
議案第50号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。  
議案補助資料62ページを御覧ください。地方税法等の一部改正に伴い、大田原市税条例の一部改正を行うものです。

主な改正は、公示送達方法の変更、特定親族特別控除の創設に伴う改正、たばこ税の課税標準特例の新規制定の3点でございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明いたしますので、53ページを御覧ください。第18条は、公示送達方法の変更でございます。これまで公示送達は掲示場に掲示して行うものとしておりましたが、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を掲示または事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を取るものと改正いたします。

54ページに参りまして、第18条の3は、施行規則の文言が第18条に記載されたことに伴う改正でございます。

第34条の2から第36条の3の3までは、特定親族特別控除の創設に伴う改正です。特定親族特別控除とは、19歳以上23歳未満の扶養親族で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合、特定親族の合計所得金額に応じて最大45万円の控除を受けることができるものです。

第34条の2は、特定親族特別控除を所得控除に追加するものです。第36条の2は、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者の市民税申告に係る規定を整備したものであります。第36条の3の2は、給与所得者の、56ページに参りまして、第36条の3の3は公的年金受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の文言を追加したものでございます。

57ページに参りまして、たばこ税の改正内容であります。重量と価格によって加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算していたものを重量のみで換算する方式に見直すものであります。これによりまして、紙巻きたばこよりも低い税負担水準であった加熱式たばこの税負担差が解消されることとなります。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を新設するものであり、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の変更に伴うものであります。

59ページに参りまして、附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行いたしますが、附則第16条の2の2及び附則第4条の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。また、公示送達、市民税及びたばこ税につきまして、附則第2条から第4条において経過措置を設けるものといたします。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） まず、この大田原市民への影響、この条例の制定について伺いたいのですけれども、今度は市民が、広く閲覧できるわけですから、周知の方法が広がると、拡充されるということは認めるわけでありすけれども、対象になっている市民それぞれは、それを利用して、早く情報が得られるということでは有利になると、市民がそれを閲覧できるようになりますからということを考えるのですけれども、まずそれらについてどうでしょうか。閲覧するということ。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） 税務課における公示送達におきましては、ほとんどが転居先が分からない、郵便物が届かない状態の方に対して、この住所に送達しましたよというような内容になっておりますので、実際に公示送達された対象者、小野寺委員が言うその対象者が実際に見ることは少ないのかなという現状が

ございます。ただし、法律で、送達できないものや住所を調査しても分からない場合には、この公示送達において送達したと認められるという法律になっていますので、そのための公示送達であります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） なかなか表現が難しくて分からないですけれど。それともう一つ伺いたいのですけれども、加熱式たばこ紙巻きたばこ、私たばこ吸わないものだから、あまり関心ないのですけれども、この税負担の均衡が図られると理解してよろしいのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） はい、そのとおりでございます。今回の改正でたばこ税が上がるのは加熱式たばこだけで、紙巻きたばこの価格に追いつくような感じと捉えていただいて結構だと思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決をいたします。

議案第50号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第51号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 日程第4、議案第51号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第51号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化に伴いまして、関係する部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、こちらも初日にてご説明いたしましたが、改めて税務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 若林税務課長。

○税務課長（若林 操） 引き続き、議案第51号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案補助資料65ページを御覧ください。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化による資産に関する証明の様式変更に伴う改正でありまして、これまでは土地と家屋について別様で記載されていたものが、一枚の用紙に土地、家屋を合わせて5物件まで記載できるように様式変更がされたことによるものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明いたしますので、64ページを御覧ください。別表（第2条関係）、手数料を徴する事項のうち、3、土地及び建物に関する証明につきまして、「建物」と表記していたものを「家屋」に、「土地5筆又は家屋5棟以内を1件とする。」としていたものを「1枚（5物件まで）を1件とする。」よう改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年11月25日から施行いたします。

以上で議案第51号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今回の改正の内容でシステムの標準化ですけれども、これはいつ完了するのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） 今回この手数料条例を出した案件につきましては、11月25日から使えるようになりますが、システム全体の話になってしまいますと、それぞれスケジュールが組んでありまして、税務課に関するものの予定では、令和7年度内という予定で、システムごとにスケジュールが決まっておりますので、今ご質問のありました今回の条例改正に伴うものは、11月24日完了で、25日から使えるようになるというスケジュールでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） それでは、意見がないようですので、それでは採決を行います。

議案第51号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第53号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程第5、議案第53号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

長井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長井康男） 選挙管理委員会事務局長の長井です。

私からは、議案第53号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本定例会初日の本会議で説明させていただきましたが、改めまして説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書79ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、本条例は公職選挙法の規定に基づき、大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成といった選挙運動費用に関する公費負担について、必要な事項を定めております。

本条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、同日施行されたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額を算出する際の作成単価の規定に関しまして、改正後の公職選挙法施行令に規定する額と同額になるよう引き上げるため、関係部分を改正するものであります。

改正内容を説明いたします。議案書の76ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表中の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正いたします。

まず、第2条では、改正前の「大田原市に」の文言を「市に」と改めるとともに、議案書の次のページ、77ページでございます第4条、第8条におきましても、同様に改めることで文言の整理を行います。

次に、第8条は、選挙運動用ポスターの公費負担額について規定しておりますが、公費負担額を算出する際の選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を現行の「541円31銭」から「586円88銭」に改めます。

議案書の次のページ、78ページでございます第9条では、候補者が公費負担により無料で作成できる選挙運動用ビラの範囲について規定しておりますが、1枚当たりの公費負担額の単価を現行の「7円73銭」から「8円38銭」に改めます。

次に、第11条では、選挙運動用ビラ作成の公費負担額について規定しておりますが、公費負担額を算出する際の1枚当たりの作成単価の上限額を現行の「7円73銭」から「8円38銭」に改めます。

78ページ下段を御覧ください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） このポスターとかチラシとか、そういうものに対しての公費負担の変更というのを理解したのですけれども、運転をしてくれる選挙カーのドライバーさんですね、その方も公費負担でされていると思うのですけれども、その部分の改定というのはいないのですか、今回。

○委員長（高瀬重嗣） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長井康男） お答えいたします。

お見込みのとおり、今回選挙自動車の部分については、改定がありませんでしたので、これまでどおりの金額ということになります。

○委員長（高瀬重嗣） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 最低賃金に満たないとか、そういう話がよく出てくるのです、ドライバーさんの1時間の。そういうところの部分というのは、どういうふうなことで理解すればいいのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長井康男） お答えいたします。

先ほども説明させていただいたのですが、今回の改正というのが、あくまでも国のほうの基準に基づいてというところで、これまでも実施してきたところでありまして、現在自動車の対応者には1日につき1万6,100円ということで負担はしているのですが、その金額につきましては、今回は引上げがないということでご理解いただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） この案ですけれども、やはり今の国のほうも物価高ということで考えてきたのかどうか、それしか思い当たらないですけれども、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長井康男） お答えいたします。

今回の公職選挙法施行令の改正におきましては、最近の物価変動等を鑑みまして、国政選挙における選挙運動費用に係る公営限度額の引上げが行われたという解釈といたしますか、そういう説明がありましたので、委員お見込みのとおりでよろしいかと思えます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第53号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了しました。  
これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時44分 散会